

第7章 農業開発協力事業

第1節 農業開発協力事業の概況

東南アジアにおける人口の著しい増加、食糧問題の深刻化、貿易の振興、特に一次産品問題の解決、わが国の対東南アジア経済開発協力の積極化などを背景として、近年、アジア特に東南アジア諸国からわが国に対する農業協力の要請は、ますます増大してきている。一方、東南アジアは旧来の粗放的な自然順応型の農業から、より集約的な自然克服型の農業へと、新しい技術を導入したものに脱皮する時期に直面しているのである。

東南アジアは、一般に熱帯地域に属し、豊富な太陽の光と熱、そして天然の降雨に恵まれた好適な農業立地条件を有しているといえることができる。しかしながら、これらの諸条件を有効に利用し、活用するための方法がほとんどなされていない現状である。

農業開発は土地と太陽と水だけの初期の段階から、その生産を増大しなければならないという絶対的な必要性から、土地を整備し、あるいは、水をコントロールして、これを有効に利用するという段階を経て、これら人工による灌漑用水を適当に配分し、これによる農法、改良品種の導入、施肥、あるいは病虫害の防除などの技術の改良の段階と同時に、教育、行政、市場、金融、税制、土地制度などの社会的諸制度の改良の段階などを経て、漸次発展してゆくものである。

このように、現在の東南アジアの農業には土地基盤の整備、農業技術の改良、そして、社会制度の改善の三つの大きな基本的な問題がある。

しかしこれらは一つとして簡単に解決できないばかりでなく、解決の糸口さえつかみにくい現状である。このように、たしかに難問題が山積しているこれらの国ぐにの農業を開発し、近代化するために現在われわれが行なっている方法は、試験研究、灌漑排水などの土地基盤整備、改良農法による近代技術の指導から末端農家に対する営農技術の普及までを含む一貫した協力を行なうことである。

すなわち、

(1) 適地にモデル的に開発しようとする適当な規模を有するプロジェクトを対象として、灌漑排水、農道などの土地基盤整備計画に対する調査計画、ならびに、実施設計を行なう。

(2) 試験研究、技術指導および末端農家に対する営農技術普及を行なうため、当該プロジェクトの中心となるべき地域に、パイロット地区を選定して、必要な土地整備事業を行ない、実際に、適品種の選定、施肥、農機具の導入などの営農技術の改善とその普及を図る。

これが今日各方面で提唱されている拠点開発方式、すなわち少ない資金と資源を特定地区に集中して、これを開発の拠点とする考え方であり農業開発

昭和42年度農業

	国名	プロジェクト名	金額
1	インドネシア	西部ジャワ食糧緊急増産	千円 77,244
2	マレーシア	プライ河下流域排水干拓および農業機械化	47,805
3	フィリピン	米増産計画(ナウハン地区、サンミゲールアララン地区)	62,013
4	ラオス	タゴン地区灌漑計画	19,008
5	カンボディア	とうもろこし増産協力	80,665
6	カンボディア	△ 農業・畜産センター強化	49,500
7	インド	△ インド農業技術センター強化	37,488
		合計	373,723

注 △印：海外技術協力センター事業参照

※印：1部または全部の事業は繰越により昭和43年度実施

協力事業の基本的な姿勢でもある。

第2節 42年度の農業開発協力事業実績

昭和42年度より新たに発足した本事業は3億7372万3000円の委託事業費により下表のとおり実施した。

1. インドネシア・西部ジャワ食糧緊急増産プロジェクト

(1) 事業の概要と経緯

インドネシア政府は自国の経済再建と食糧自給を当面の目標として、1965年BIMAS計画（食糧自給集団指導計画）を樹立した。この計画は食糧増産を実行するための国民運動的なもので肥料・農薬・種子等の資材は農業協同組合を通じて農民に配給され、農業技術の普及は農事試験場・大学等の職員・学生を動員して遂行されている。

同国政府は1966年6月、上記の計画実施にあたって、わが国に対しその一部である西部ジャワ地区食糧緊急増産計画への協力を要請してきた。これに対し、わが国は1966年10月予備調査団を3週間にわたって派遣し、現地調査

協力事業実績表

調 査		事 業 内 容
実施調査 (6,957千円)	10名 42.8.20 ～42.9.26	※ 専門家派遣・機材供与 専門家派遣および機材費 (70,287千円)
計画調査 (26,875 ♪)	11名 42.9.4 ～42.11.24	
※ 計画打合せ 実施設計 (20,930 ♪)	9名 43.4.8 ～43.5.21	
計画対合せ (809 ♪)	3名 42.11.22 ～42.12.5	
※ 実施設計 (61,204 ♪)	21名 43.3.6 ～43.5.1	
計画調査 (19,008 ♪)	10名 43.1.2 ～43.1.31	
実施調査 (5,980 ♪)	9名 42.12.10 ～43.3.16	※ 専門家派遣および機材費 (74,685 ♪) ※ 機材費 (49,500 ♪)
実施調査 & 技術指導 (5,321 ♪)	7名 42.12.4 ～43.1.5	※ 専門家派遣および機材費 (32,167 ♪)

を行なうとともにインドネシア政府との協議を行なった。その結果、この計画に対して協力することが適当であると判断されるに至った。

(2) 実施調査団の派遣

1967年9月、わが国はさらに協力方針を具体化するために10名の実施調査団を35日間現地に派遣し詳細な調査を行なった。同調査団は現地を調査するとともにインドネシア政府と協議した結果、次のような協力を行なうこととなった。

① 協力対象プロジェクト

- i) ボゴールのムアラ農事試験場における改良種子の生産・検査および普及についての訓練
- ii) スカマンディ農業機械化訓練所およびパッサルミング農業機械化訓練所における農業機械の利用と営農機械化についての訓練
- iii) チャンジュールのチヘヤ州立農場（1000ヘクタール）をモデル圃場として土地基盤整備、農業機械化、施肥、病虫害防除などの稲作技術の普及から協同組合活動に至るまでの一貫した協力（指導・助言）

② 日本政府はこれらのプロジェクト協力を実施するために専門家の派遣、機材供与ならびにカウンターパートの研修受入れを行なう。

③ インドネシア政府はプロジェクト実施地点の土地・建物ならびに実施のための職員・運営費を自己の負担により提供する。

④ 技術協力協定期間は3カ年とする。

(3) 今後の協力方向

昭和43年5月に協力協定が締結され昭和43年度より5名の専門家の派遣と機材供与を実施する予定である。

2. マレーシア・プライ河排水干拓および農業機械化プロジェクト

(1) 事業の概要と経緯

マレーシア政府は近年、農業発展なかんづく米増産のための2期作地帯の拡大に意をそそいでおり、その一環としてプライ河下流域干拓排水計画についての協力をわが国に要請してきた。

本計画はプライ河下流に締切ダムおよび防潮水門を建設することによって潮の害を防ぎ700ヘクタールの農地（水田）造成と2500ヘクタールにおよぶ周辺農地の排水改良とともに、近接するプライおよびバターワース工業地帯への工業用水源を確保し、さらに交通の改善を図るものである。

マレーシア政府は1954年以来本プロジェクトに関する予備調査を自力で行ない、その後わが国にフィージビリティ調査・実施設計の協力を要請してきた。

(2) フィージビリティ調査団の派遣

これに対し、わが国は1967年9月調査団を約3カ月にわたり現地に派遣し、同計画のフィージビリティ調査を行なった。

その結果、本プロジェクトは総工事費約800万マレーシア・ドルをもって、約700ヘクタールの水田を新たに造成するとともに約2500ヘクタールの周辺既耕地の排水改良を行なうほか、工業用水の供給をすることが可能となるなど、きわめて効果の高い事業であることが判明した。

(3) 計画打合せ班の派遣

1968年3月フィージビリティ・レポートをマレーシア政府に提出するとともに、4月には計画打合せ班（2名）を派遣し、計画の細部説明をし、今後の実施設計の進め方について協議を行なった。

(4) 今後の協力方向

ついで4月下旬には民間コンサルタントを含めた7名からなる実施調査団が出発し、計画打合せ班と合流して詳細設計のための現地作業を行なった。本プロジェクト建設資金の借入れは円借款によることが予定されており、早期実現が期待されている。

また農業機械化プロジェクトについては、ケダ州を中心とする水田地帯の完全水稻2期作を実現するために絶対必要なものであり、かねてからマレーシア政府から要請されていたもので、前記プライ河計画調査を実施する際あわせて予備的な調査を行なった。これを基礎として、43年度には具体的な協力を行なう計画である。

3. フィリピン・米増産計画（ミンドロ島ナウハン地区およびレイテ島サンミゲールアランアラン稲作開発プロジェクト）

(1) 事業の概要と経緯

フィリピン政府は、重要施策の1つとして1966年6月食糧自給4カ年計画を策定し、米の増産ならびにその自給化に乗り出した。1966年春来日したロベス副大統領は上記問題解決のための技術協力をわが国に要請してきた。

このため、わが国は米増産計画予備調査団を1966年9月同国に派遣し、フィリピン農業の実情把握・農業開発計画のプライオリティの判定・対比農業技術協力の方角等为目标に、主として中部ルソン・北部ルソン・ミンダナオ島の現地踏査を行なった。

1967年4月第2次調査団は、上記予備調査団の勧告に基づき、中小規模の既耕地の灌漑計画を対象としてプロジェクトを選定し、ミンドロ島ナウハン地区・レイテ島サンミゲールアランアラン地区・ミンダナオ島ティタイ地区のフィージビリティ調査を行なった。

(2) 計画打合せ班の派遣

フィージビリティ調査の現地作業の結果、ナウハン地区とサンミゲールアランアラン地区の灌漑計画が技術的・経済的に妥当であることが明らかとなり、わが国は“米増産のための稲作灌漑モデル団地”建設計画を作成して、1967年11月計画打合せ班を派遣した。同打合せ班は、フィリピン政府に計画の詳細を説明するとともに、計画の今後の取扱い方法を協議した。

その結果、フィリピン政府は実施設計のための現地作業を早急に進めること、さらに本計画は水利施設にとどまらず、米の乾燥・貯蔵に至る施設も併設する総合的モデル・ファームを建設することを要望した。

本プロジェクトの建設資金については、当初予定していた賠償金の使用が不可能となったため、フィリピン政府予算より支出するか、アジア開銀の特別基金より借り入れるかについて協議したが、結局フィリピン政府が独自で入手することとなった。

(3) 実施設計調査団の派遣

実施設計調査は民間コンサルタントを主体とする21名の専門家により1968

年3月から60日間にわたり実施された。

両地区の計画は次のとおりである。

① ナウハン地区

本地区はミンドロ島東北部にあってカラパン市とナウハン市の中間に位置し、国道沿いの展示効果の高い約1000ヘクタールの地区である。

本地区はマガサワン川（西北部）、パンガラン川（東南端）にはさまれた沖積平野でその大部分が既耕地である。本計画はマガサワン川より3.5 ton/secの水をポンプ揚水し、乾季4 ton/ha、雨季3.5 ton/haの安定した収量をあげようとするものである。

計画地区面積	灌 面	漑 積	目 的	主要施設	年 間 生産量	年間 便益	工 事 費	
							土木工事	ライスセンター
1,336 ha	1,000ha		安定した水稲 2期作	ポンプ施設 用排水路・ ライスセン ター	ton 7,480	2.29	US \$ 531,820	US \$ 159,205

② サンミゲールアランアラン地区

本地区はレイテ島東北部タクロバン市から道路沿いに西南約40キロのところに位置し、マイニット川の左岸に展開している。

本地区は地形上二つの団地に分かれ、その中央には県道が走っている。本地区は水源に近く、しかも洪水の危険の少ない地帯で、現在は畑作が行なわれている。本計画はマイニット国道橋1.7キロのところに頭首工を建設し、2.73トンの水を取水して1086ヘクタールの水田を灌漑するものである。

また地区内には各所にクリークがあるので、これを整備し、排水路として利用する。

この計画の完成により乾季4 ton/ha、雨季3.5ton/haの収量を安定してあげようとするものである。

計画地区面積	灌 溉 可能面積	目 的	主要施設	年間農 業生産	年間 便益	工 事 費	
						土木工事	ライスセンター
1,430ha	1,086ha	安定した水稲の2期作	頭首工用排水路・ライスセンター	ton 8,100	2.63	US \$ 609,700	US \$ 160,400

また、同調査団は両地区の灌漑施設の建設に先行し、計画地区周辺にパイロット・ファームを設置し、それを核として改良農法を計画地域に波及させることが効果的の開発方式であることをサジェストし、フィリピン政府の賛同を得た。

(4) 今後の協力方向

建設資金に若干の不安はあるが、フィリピン政府は本計画に積極的であり、わが国もひきつづきフォローするため1968年9月にパイロット・ファーム実施調査団を派遣し、協定締結後パイロット・ファーム事業を開始する予定である。

4. ラオス・タゴン地区灌漑開発プロジェクト

(1) 事業の概要と経緯

ラオス政府は当面する食糧不足の解決とこれを基調とした社会経済開発に重点施策をおいており、特に首都ビエンチャンを中心とするビエンチャン平野の農業開発にはかねてから強い関心を示し、1967年わが国に対し同平野のパイロット・プロジェクトであるタゴン地区農業開発の協力を要請した。

タゴン地区は首都ビエンチャンの北方約25キロに位置し、面積約1000ヘクタールを有する、おおむね平坦でかつその大部分は草原または森林で覆われた地帯である。ナムグム河（メコン河支流）はその北側を流れており、地形上きわめて有利な条件を備えている。しかもその近傍には日・ラオ農牧センターがあり、有力な技術的開発拠点となりうるものと判断される。

(2) フィージビリティ調査団の派遣

本地区についてはナムグム総合開発計画の一環としてすでにわが国の民間

コンサルタントが踏査を終了しているところから、わが国ではただちにフィージビリティ調査が可能と判断し、1968年1月より30日間調査団を派遣した。

調査の結果、120万ドルの建設資金によりポンプ、水門、水路等灌漑排水施設を建設し、800ヘクタールの水田を造成すると、年間30万ドルの農業純益を得ることが可能であると判明した。

(3) 今後の協力方向

現在アジア開銀と建設資金について交渉中であるが、融資の可能性も十分考えられるので、1968年11月に実施設計調査団の派遣を予定している。さらにパイロット・ファームの設置も考慮中である。

5. カンボディア・とうもろこし増産協力プロジェクト

(1) 事業の概要と経緯

カンボディア政府はかねてから国内における輸出農産物の開発とその増産を目的として、日カ合併による熱帯作物栽培公社(SOCTROPIC)設立を期し、わが国に資本協力和技術協力を要請してきた。わが国はカンボディア政府との貿易のアンバランス是正などを考慮した結果、これにたいし下記各事項について協力することに決定した。

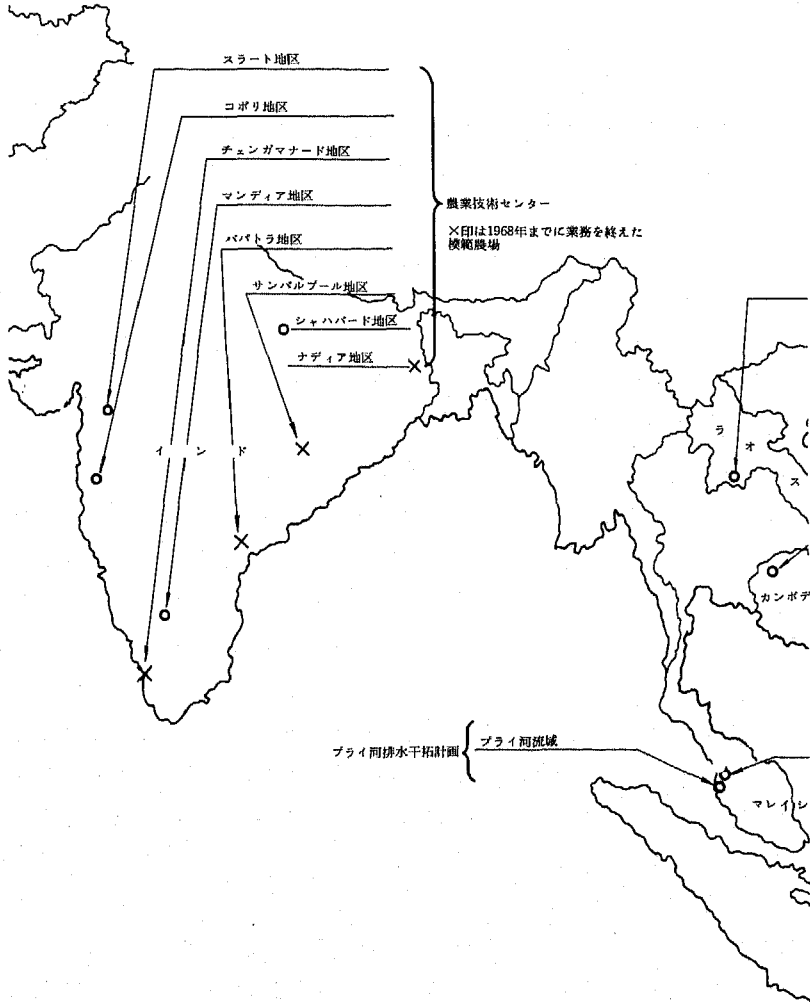
- ① とうもろこし適品種の選定、栽培に適した耕種基準の確立のための試験研究およびカンボディア人技術者の訓練に関する協力
- ② カンボディア農民のとうもろこし栽培技術水準のレベルアップ、および普及指導に関する協力
- ③ 対日輸出促進のための集荷流通機構の整備に関する協力

なお本プロジェクトについては農業開発協力事業と開発技術協力事業が共同で実施することとなり、農業開発協力事業はこのうち①の事項を主体に協力することとなった。

(3) 実施調査団の派遣

1967年12月以来翌年3月にかけて調査団を派遣し、メコン流域を中心に10カ所の候補地区を調査した。その結果、調査団は地理的条件、土壌条件、水利状況および工事費などを考慮したうえで試験圃場候補地区として Dei-Eth

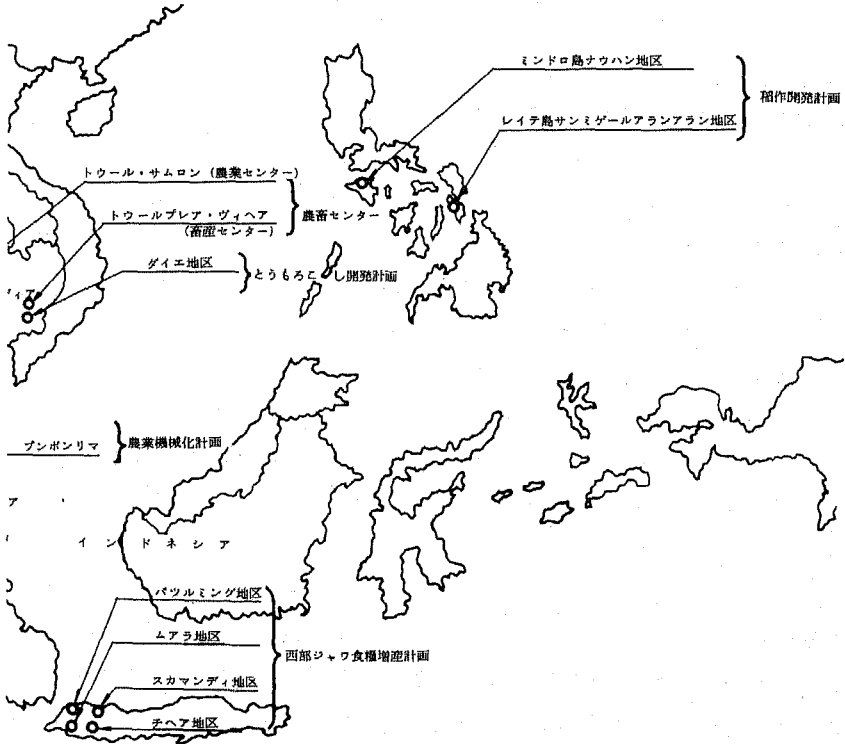
東南アジアに対する農業



開発協力事業実施状況

(1968年8月現在)

タゴン地区 米増産のための農業開発計画



地区あるいはKoki Thom地区が技術的、経済的に有利であるとの結論を下した。

(4) 今後の協力方向

現在、本プロジェクトに関する技術協力協定は、実施調査団の合意議事録に基づき両国において協議中であるが、協定成立後には試験研究のための専門家の派遣、機材供与が実施される予定である。また試験農場建設のための実施設計調査団の派遣も考慮中である。

6. カンボディア農業・畜産センター強化

(第4章 海外技術協力センター事業 参照)

7. インド農業技術センター強化

(同上)

第3節 農業開発協力事業の問題点

従来、わが国が行ってきたおもな農業開発協力は、相手国の要請により、現地に試験研究、展示、カウンターパートの訓練などを目的とした農業関係センターを設立し、これに対し専門家を派遣して所要機械を供与する、いわゆるセンター方式と呼ばれる“点”による方式であった。

これらは、いままで相当な効果をあげ、その国の農業開発のきわめて重要な拠点であったことは事実である。

しかし、この“点”による協力方式は、農業技術の確立という点ではきわめて効果があるとしても、その技術を一般に普及し、農民全般の技術をレベルアップすることは非常に困難である。

したがって、センター方式は農業技術がまだ初期の段階における国ぐににおいては、最も適当な協力方式であっても、漸次向上しつつある国ぐににおいては、技術の普及、指導という面を重点とした、いわゆる、現在農業開発協力事業で行なっている“面”による協力を実施することが最も妥当だと考

えられる。

しかし、この新たな協力を実施しようとするにあたって、解決しなければならない多くの問題がある。そのおもなものを列挙すれば次のとおりである。

1. プロジェクトの選定

第1節において述べたような農業協力事業を実施する場合、最も問題となるのは、適地にモデル的に実施しようとする適当規模のプロジェクトの選定である。

しかも、これらは、相当長期にわたり、多大な資金を必要とすることを覚悟しなければならない。

現在は、ほとんど在外公館からの情報ないし意見、さらには民間機関の資料なども考慮して選定しているが、これは、いかにも、もどかしい感をまぬがれず、効果的なプロジェクトを選定することはむずかしい。

したがって、このためには、詳細な情報を継続的かつ組織的に入手する体制を整備するとともに、農業開発に関する基礎調査を十二分に行なうことによって、その現状および相手国政府の考え方などを適確に把握する必要がある。

2. 熱帯農業研究の確立

わが国の農業技術は、過去数百年の歴史と実績を背景とした、きわめて高度なものであることはいまさら言うにおよばないが、それは、いずれにしても温帯農業技術のそれであって、熱帯農業技術とはかなり性格を異にしている。

熱帯地域に適した品種の選定、栽培技術の確定など熱帯農業技術に関する研究を十分行なうことによって初めて完全な協力が可能となる。また、現在東南アジア各国においても農業関係の試験研究を重点的に実施しようとする傾向がみられる。

これら各国の試験研究に対して、その施設を拡充するとともに、研究専門家を派遣して、相手国の要請に応えるべく、研究部門における技術協力を実

施するため、在外研究員の養成，訓練，プール制の確立を図るなど熱帯農業研究の効率的推進を強力に実施することが必要である。

3. 派遣専門家の養成，確保

農業開発協力事業を効率的に実施する場合，少なくとも1プロジェクト当たり4～5名の専門家を必要とする。

今後，これらの事業を強力かつ円滑に運営するためには，派遣専門家について，その量的拡大と質的改善を図る必要がある。

前者は主として身分の安定を通じて具体化されるべき問題であり，後者は事業の効率化からの観点に立って処理されるべきである。

このためには，国家公務員については現職で派遣しうような体制を拡充するとともに，地方公務員・民間人等に対しては事業団にプールするか，臨時スタッフとして採用することが先決問題となる。また，派遣専門家の資格の向上を図るため，派遣前研修にあたっては相手国の農業事情，自然条件，農業技術，語学などについて十分な知識をもって赴任するよう配慮されるべきである。

派遣専門家の現地活動を効果的ならしめるために，派遣後のフォローアップを十分行なうことが大切である。

すなわち，現地において生ずる新しい専門的問題についての高級専門家の現地巡回指導による助言を行なうこと，派遣専門家に対し本国の情報を随時提供すること，本国において開催される学会あるいはシンポジウムに帰国参加させることなど組織的な支援体制を確立しなければならない。

4. 資金援助

農業開発の手段のうち，灌漑排水などのインフラストラクチャーの整備や農業技術の開発と普及については，その資金調達が大問題である。現実これらを実施するためには，ぼう大な資金が必要となり，自国で調達することが困難なこれら諸国では，必然的に国際金融機関あるいは先進国の資金協力で依存しなければならない現状である。

このため、われわれとしてはアジア開銀はじめ国際金融機関との連携を密にし、金融基準、融資動向などについて十分精通するとともに、効果的な事業の運営を図ることが緊要である。

また、国際穀物協定に基づく食糧援助については、開発途上国の食糧問題は、基本的には当該国における食糧増産によって解決されるべきであるという立場から、むしろ食糧援助よりは農業資材の援助に重点がおかれるべきものとする。このような観点から、農業資材の援助の対象としては、たんなる供与より開発プロジェクトの一環としての援助に重点をおき、効率的な運営を図るよう措置すべきであろう。

5. 民間企業との関連

わが国の農業協力は政府ベースのそれが大宗を占めているが、最近では民間ベースの協力がとみに積極化してきている。すなわち民間企業による研修員の受入れ、民間コンサルタントあるいは営農指導会社などの技術的な協力を目的とするもの、または一次産品の輸入のための合併事業など多種多様なものがある。

農業開発協力事業を通じて、技術者とくに営農技術者の不足している現状から、これら民間ベースにおける技術面の活用を図るとともに、さらに民間企業全般を通じた協調を十分考慮しなければならない。

第8章 開発技術協力事業

第1節 開発技術協力事業の概況

開発技術協力事業の意義

わが国の貿易は、開発途上国に対する依存の度合いが西欧諸国のそれと比較して大きく、とくに輸出については、開発途上国に大きく依存しており一般的に貿易構造は開発途上国に対し出超傾向を示している。

このような事情から、開発途上国は近年わが国に対し貿易不均衡の是正を強く求めており、さらに一部の国では貿易アンバランスを理由に対日輸入制限を強化しているので、わが国のこれら諸国向けの輸出は停滞あるいは縮少の傾向を示している。

したがって、開発途上国から一次産品の輸入を促進することはわが国の輸出振興上絶対必要であるばかりではなく南北問題解決のため先進国の一員としてわが国に課せられた重要な課題でもある。しかしながら、開発途上国の一次産品は一般的に品質上からみて国際価格に比べて割高であるため、従来商業ベースによる輸入の増大はきわめて困難であった。

したがって、これまでわが国としては開発途上国の対日輸入制限を緩和するための一方策として、イラン、イラク、ナイジェリアからの一次産品輸入促進措置として、輸出業者の負担による輸入差損補填制度のいわゆる「コンペ」方式の採用により一次産品の買付促進を図ってきたが、このような措置は開発途上国の割高な一次産品の輸入促進に効果はあるが、その反面、わが

国の輸出業者の負担限度，輸出競争力の減退，開発途上国の一次産品輸出に対する自助努力の欠除等の問題点があり，あくまでも緊急避難の措置にすぎないものと考えられる。むしろ基本的には開発途上国における一次産品の生産性の向上，品質の改善，あるいは流通機構の合理化等によりコストを引下げ国際価格での輸出が可能になるように処置することが必要であると考えられる。このためこれらの面に対して，わが国の協力が必要となってくる。この結果開発途上国の国際収支の改善，国民所得の増大等に寄与することとなり，開発途上国の「援助より貿易を」との要請にも応えることができる。

このような観点から，昭和42年度予算において「開発技術協力事業」が認められ1億円を計上，当事業団に委託された。これにより当事業団は昭和42年7月「開発技術協力室」を新しく設置し本事業を実施することとなった。

2. 開発技術協力事業の基本方針

一次産品の開発技術協力事業は，開発途上国に対する経済協力の一環として，一次産品の輸入拡大を通じて貿易関係の強化を図るため，開発途上国の一次産品について，わが国産の一次産品と競合しないもので今後わが国において需要が大幅に伸びることが予想されている産品を対象として，その生産性の向上，品質の改善，流通機構の整備等により，コストの面でわが国の需要に適合するように協力するためのものである。

さらに，本事業は開発途上国一次産品の生産性の向上，品質の改善等の観点ばかりでなく，わが国の一次産品需要動向との密接な関連のもとにその方策を講ずる必要がある。したがって，本事業は技術指導面の協力のみにとどまらず，需給に関する調査，わが国および相手国の関係諸機関との連絡あわせ等の業務を一貫して行なう必要があるので，対象国に開発輸入の基地を設置し本部と現地が一体となり本事業を推進してゆくものである。基地においては本部との密接な連けいのもとに次のような業務を行なう。

(1) 開発技術の指導、開発資材の普及、啓蒙。

① 試験研究，パイロット集落，展示圃場試作等に対する肥料，農薬，農機具等の供与および生産面での技術指導。

- ② 品質改善（くん蒸，検査等）に対する技術指導，実演展示，助言。
- ③ 流通機構（輸送，保管等）の改善に対する助言。
- (2) 相手国政府，関係諸機関との連絡。
- (3) 現地日本商社等との連絡。
- (4) 両国間の取引に関する紹介，あっせん等。

3. 開発技術協力事業の概況

昭和42年度は，わが国産品と競合のおそれがなく，かつ，輸入が大幅に増大している飼料用とうもろこしをはじめとした飼料用農作物，コンスターチ用白とうもろこし，油糧種子等を主要対象品目として貿易アンバランスの大きい開発途上国のうち生産増大の可能性等を考慮して，タンザニア，インドネシア，カンボディアおよびタイに対して開発輸入の基地を設置するため，それぞれ実施調査団を派遣した。

第2節 42年度の開発技術協力事業実績

1. タンザニア

同国政府はわが国との貿易アンバランスを理由に一次産品の買付け増大を強く要請している。これに応えるとともにわが国のコンスターチ原料の安定供給源確保の見地から同国の白とうもろこしの生産性向上および輸出増大に必要な技術協力を行なうため，生産，品質，流通機構等の現状について調査を行なった。

タンザニアにおける白とうもろこしはカッサバとともに同国国民の主食となっており，中部のドライゾーンを除きほとんど全地域で栽培されている。年間生産量は70万～100万トンと推定されるが，流通機構が整っていないため市場への出荷は生産量の10%程度にすぎず現段階においては自給自足の域を脱していない。しかし，同国政府は国際市場におけるとうもろこしの需要増大による輸出産品としての成長性に着目し，農産物公社による価格保証制度，農業協同組合による集荷等，流通機構の整備強化に努めるとともに輸出

余力造成のための増産およびマーケティング等についてわが国の協力を要請してきている。

今回の調査は、ダレスサラーム、モロゴロ、ドドマ、ムワンザ、アリューシャ、モシ、タンガ、イリングの各地において生産、品質、流通機構、生活環境等について調査を行なうとともに、同国政府とわが国の具体的技術協力の手段、方法等について協議を行なった。

調査団の生産面における調査結果に基づく意見としては試験、研究についてはかなり長い歴史とイギリス人の研究者を中心として基礎的な試験研究が行なわれているので、この面での協力の余地は少ないが、この研究成果が実際農家の場における生産に生かされていないので、地方地方の立地条件に適合した栽培、施肥方法の確立を目標とした試験を行ないつつ、実際の農民の生産段階に対して技術の指導と普及を図ることが必要である。したがって普及のための技術者を派遣し資機材を供与して農民に対する技術指導を行なう必要があること、また、タンザニア政府が要望する稲の育種の専門家を派遣することも側面的効果があること、(米の増産で、現在主食であるとうもろこしを米に漸次移行することにより、とうもろこしの輸出余力を生ずる)等提案された。また、調査団がタンザニア政府と協議した結果では、タンザニア政府の要望は、食糧の自給が焦眉の急であり、当面の目標は食糧の増産体制を強化することにあるので、とうもろこしのみならず米、野菜等のあらゆる農産品の開発についても協力が望ましく、そのため、育種、土壌、栽培、園芸の専門家の派遣を要望し、流通関係の専門家については他国に依頼しているので、希望していないということであった。また、とうもろこしの増産については1万5000エーカーの土地を提供するからタンザニア政府あるいは民間企業と共同して開発することを希望していた。

なお、調査団の帰国後タンザニア国から流通面に関し、貯蔵関係専門家の要請を提出してきた。タンザニア側の意図と、わが方の開発基地構想との間には若干のずれがあるので、今後調整してゆく必要がある。

わが方としてはとりあえず一般栽培および貯蔵の専門家を各1名派遣し農民に対する栽培、施肥方法等の技術指導を行ない農業下部機構の整備にあた

り、かつ貯蔵面に関して適切なる指導を行なうとともに、1万5000エーカー受入れの可能性、流通面の調査等を行なう方針のもとに現在、在タンザニア日本大使館を通じてタンザニア政府と意見調整中である。

なお、タンザニア調査団は帰途ナイジェリアに立寄り、同国の一次産品開発計画について同国政府の意向を打診するとともに開発の可能性について調査を行なった。

2. インドネシア

インドネシアにおいては年間約300万トンのとうもろこしの生産量があり、東南アジア最大のとうもろこし生産国（タイの生産量は約100万トン）であるが、そのほとんどが国内で食糧として消費されている。

インドネシアとうもろこしは昭和40年から日本、香港向けにきわめて少量輸出されたが、異色粒および未成熟粒の混入、品質の不揃、熱害、虫害等が多く品質の点からも現状では大量に輸出することは期待できない状態にある。

したがって、同国のとうもろこし輸出の増大を図るためには、まず品質の改善を行なうことが急務である。しかし、たとえ品質が改善されても国内需要の関係から輸出余力を増大しなければ大幅な輸出の増加は望めない。

輸出余力を増大するためには、とうもろこしじたいを増産する方法と米の増産によりとうもろこしの国内消費分を輸出に振向ける方法の二つがあるが、同国の食糧増産対策を考える場合には、その輸送状況からみて地域別に考える必要がある。西部ジャワではジャカルタに密集する人口を養うため米の増産が急務である。東部ジャワ州では現在でも食糧の自給は可能な状態にあり、この地域において地形上畑作が主体のため、米の増産よりも、むしろとうもろこしの増産の方が容易に短期間に実現可能と思われる。

インドネシア政府としてもこのような見地から米の増産についてはジャカルタ周辺の西部ジャワ州に重点をおき、東部ジャワ州においては輸出用とうもろこしの増産を行なう計画のもとに、わが国の協力を求めてきた。西部ジャワ州の米の増産計画については別途農業開発プロジェクトとして協力を行なうこととなっており、東部ジャワ州のとうもろこし増産計画については一

次産品開発輸入の一環として開発技術協力を行なって、インドネシア政府の要請に応えることとなり、実施調査団を派遣し次のような調査を行なうとともに協力の具体的方法等についてインドネシア政府と協議を行なった。

東部ジャワ州における集中増産計画地区候補地（東部ジャワ政府で選定されたもので総面積47万ヘクタール、初年度増産計画4万ヘクタール）において自然条件、生産状況、流通組織、集荷、輸送施設等について調査し協力プロジェクト適地の選定を行なった。

また品質の改善について集中増産地区および主要輸出港（バニワンギ、スラバヤ）を重点において品質検査の状況、保管施設等について調査を行ない、あわせてくん蒸の展示実演を実施した。

さらに、開発輸入基地駐在員の活動準備のため駐在地（東部ジャワ州）および活動地域の生活環境、交通事情等についても調査を行なった。

これらの調査結果に基づき東部ジャワ州のルマジヤン、クエデリ、マラン、バニワギンの各地において、それぞれ300ヘクタール合計1200ヘクタールの地域についてとうもろこし栽培の濃密指導を行なうことを内定し、インドネシア政府と供与資機材、基地駐在員の身分および各種特権等について協議を行ない合意に達したので、12月16日、日本側大戸団長(当事業団常務理事)とインドネシア側イマム・スマディ(農業省渉外局長)との間で討議議事録が調印された。

本討議議事録に基づき昭和43年度において、それぞれの専門家が派遣され基地活動を行なう予定である。

基地における派遣専門家グループは本部と密接な連けいを取りながら、開発技術の指導および開発資機材の普及・啓蒙、インドネシア政府および関係機関との連絡、現地における商社等との連絡、取引のあっせん等の業務を行なうことになっている。開発技術の指導および開発資機材の普及・啓蒙については現地の実情に応じた協力を行なう必要があるが、当面は、① 展示試作用の肥料、農薬、農機具等の供与および生産面での技術指導、② 優良種子および施肥栽培技術の普及、農業資機材の使用、普及についての指導、助言、実演展示、③ 流通機構（輸送、保管、信用販売、肥料の配給等）の改善についての指導等を行なう方針である。

3. カンボディア

カンボディア政府が日本・カンボディア合弁による熱帯作物栽培公社（SOCTROPIC）の設立を期して日本国政府に対し資本および技術協力を要請したことは第7章第2節でも述べたとおりである。

そもそも、日本とカンボディアとの貿易はわが国の大幅な出超となっており、これまでカンボディア政府は貿易不均衡の是正を求め同国産一次産品の買付けを強く要請してきている。

このような状況から日本政府としてもカンボディアとの貿易のアンバランスを是正するためには、同国からのとうもろこしの輸入を促進することが必要と考えられる。

このような観点からカンボディアのとうもろこし開発に関して、①とうもろこしの適品種の選定、栽培に適した耕種基準の確立のための試験研究およびカンボディア人技術者の訓練 ②カンボディア王国政府および関係機関がカンボディア農民のとうもろこし栽培技術水準のレベル・アップのために行なう栽培方法の改善および普及等についての指導 ③対日輸出促進のための集荷流通機構の整備等の技術協力を行なうため、カンボディアとうもろこしの開発に関する技術協力協定を締結する方針をかため、協力の実施に関する具体的な調査を行ないカンボディア政府と協議を行なうため実施調査団を派遣した。実施に際しては農業開発協力事業と開発技術協力事業と合同して本件実施調査にあたった。

開発技術協力事業としては本件協力について普及および流通機構の改善に対し協力を行なう予定であるが、普及事業に対してはカンボディアにおける農民のとうもろこし栽培技術水準のレベル・アップおよび栽培農家の組織化を促進するため拠点農家とその周辺の農家で構成されたパイロット集落を選定し、これに対し専門家を派遣し技術指導を行ない、かつ、これに必要な資機材を供与する。また、流通機構の改善については、とうもろこしの対日輸出を促進するため集荷流通機構の整備に対し助力を行なうとともに、それに必要な資機材を供与するものである。

したがって、実施調査においてはメコン河流域を中心にパイロット集落としての条件および流通機構等について調査を行なったが、特に、カンボディアにおけるとうもろこしの生産量が最も多いカンダル州においてパイロット集落としての村落適性の調査を行ない5村落を選定しカンボディア政府に報告した。

カンボディアとうもろこしの開発に関する技術協力協定は、現在、実施調査の結果に基づき日本・カンボディア両国政府間において協議がつづけられているが、当該協定が成立した際には、開発技術協力事業としてはパイロット集落を主体とした普及指導のための専門家2名と流通機構の整備のための専門家1名の合計3名の専門家を派遣するとともに、それに必要な資機材を供与し協力を行なう予定である。

4. タイ

日本とタイの貿易は慢性的にわが国の大幅な出超となっており、これまでタイ政府はわが国に対し、一次産品の買付け増大による片貿易是正を強く要請してきている。この要請に応えるため在外公館を通じタイ政府の開発技術協力事業の受入れ方について打診を行なったところ、タイ政府はこれに対して多大の関心を示し協力受入れのためにタイ政府の関係各省よりなる作業部会が設置され、討議の結果、とうもろこし、マイロ、カッサバ、油糧種子（棉実、ひまし等）煙草、バナナ、ケナフを対象産品として、わが国の協力を求めてきた。

この要請に応えるためにも、また、わが国の飼料、油脂、繊維原料等の安定供給源確保の見地からも同国のとうもろこし、マイロ、カッサバ、油糧種子、ケナフ等の生産増大、品質改善等の技術協力を行なう必要があると思われるが、タイ側が要請してきた全品目について協力を行なうことは、わが方の予算の規模やわが国における当該品目に対する需要等からみて不可能な状況である。したがって、タイ政府の希望する品目について協力事業の具体的内容とその優先度をかためる必要があるので、タイ政府と事前に打合せを行なうために第一次調査団が派遣されタイ政府と協議を行なった。

この協議において、タイ政府は上記7品目についてタイ側から安定した高価格による買付け保証の要求が提案されたが、わが方の開発技術協力事業はあくまでも技術協力であって、買付け保証については権限もなく、また、両国間の貿易はあくまでも自由競争に基づいて行なわれるべきであり、一次産品の買付けが促進されるよう生産面、品質面等の改善のための協力にあるむね説明しタイ側もこれを了承したので、タイから日本への輸出増大を図るため生産コストの低減と品質改善、流通面の改善のための技術協力に限定し、細部について折衝を行なった。

この結果、タイ側では上記7品目についてケナフ、バナナ、煙草、油糧種子、カッサバ、とうもろこし、マイロの順で優先度をつけ日本への輸出増大と技術協力を要望したが、わが方はバナナについては現状では政府ベースでの協力を行なうことは困難な事情があるので今後別途検討することとし、上記7品目からバナナを除いた6品目を対象品目として第2次調査団を派遣し実施調査を行なうこととした。

第2次調査団は第1次調査団のタイ政府との協力結果に基づきタイの東北部におけるケナフ、油糧種子、北部の油糧種子、煙草、中央部のとうもろこし、マイロ、油糧種子、カッサバ、南部については油糧種子、ならびにゴムの代替作物等について調査を行なった。

ケナフについては、わが国の麻紡績業界が要請している品質の向上という見地から品質改善のためのレッティング・プール（剥皮をするためのさらし溜溜池）の建設、機械剥皮、機械化収穫等の調査を行なった。

油糧種子については、わが国の油脂業界が希望する品質の生産が少ないため、ひまし種子を除いてはほとんど買付けられていない状況であるので、優良品種の開発、普及、栽培技術の改善等による適品質の増産、含油量、酸性度等の品質検査に対する技術協力の可能性について調査を行なった。

とうもろこし、マイロについては、すでにわが国に大量に輸出されているので対日輸出体制は一応整ってはいるが、将来、わが国が買付けを増大してゆくには問題点がある。近年、タイにおけるとうもろこし、マイロの生産は無肥料連作の収奪耕作により地力の減退が著しく主要生産地における反当り収

量の激減が表面化しており、また、国有地の新規開拓による作付面積の拡大もその地域が奥地化しつつある現状からみて、作付面積の拡大による増産は今後あまり期待できなくなりつつある。そのため今後の増産は既耕地に対する施肥、豆科作物による裏作の導入等による地力の維持、機械化の導入による人の節減を図ることがきわめて必要であるという見地から、農民に対し肥料、農業機械の導入を促進するためモデル地区に対する展示、農家じしんによる試作に対する技術協力の可能性について調査を行なった。

カッサバについては、これまでわが国には澱粉用として少量輸入されており、本年度初めて飼料用として若干量が試験的に輸入されたが、急に買付け増大が可能かどうかいまだにはっきりしない状況であるので、協力については今後のわが国における需要動向をみて考慮してゆくこととし、品質面の検査制度に対する技術協力の可能性について調査を行なった。

煙草については、これまでわが国は少量買付けているが、品質、価格面に問題があるので、この点についての調査を行なった。

以上のほか、タイの一次産品は一般に品質検査面に問題点が多く、タイ政府も検査機構の強化を検討しているため、これに対する技術協力の可能性について調査を行なうとともに、将来、輸出が増大された場合には現状の流通機構では十分ではないため、流通機構の改善についての技術協力の可能性についても調査を行なった。

第2次調査団はタイ政府に調査結果を報告するとともに技術協力の実施の具体的方法等について協議したが、わが方は油糧種子（大豆、ひまし、ごま）、飼料用作物（とうもろこし、マイロ、カッサバ）およびケナフについて生産の増強、生産コストの低減、品質の改善について技術協力を行なう方針に基づき、技術協力のプロジェクトとして、①適品種の栽培および管理に対する試験研究 ②パイロット地域における普及および展示 ③ケナフの品質改善（収穫および仕上げの機械化、レッティング・プールの建設）④搾油および化学分析のための研究施設の設置 ⑤輸出一次産品の品質検査の強化、について協力する構想をタイ側に提示した。

タイ側が当該構想を検討のうえ、わが国に協力の要請があれば栽培、病虫

昭和42年度開発

国名	プロジェクト名	人員	期間
タンザニア および ナイジェリア	タンザニアとうもろこし(白)開発協力実施調査 ナイジェリア一次産品 事前調査	6名	10月31日 ～12月12日
インドネシア	東部ジャワ州とうもろこし開発協力実施調査	7名	11月19日 ～12月19日
カンボディア	とうもろこし開発協力 実施調査	3名	42年12月10日 ～43年3月23日
タイ	一次産品開発協力実施 調査(第一次)	4名	43年2月19日 ～3月31日
	一次産品開発協力実施 調査(第二次)	12名	43年3月25日 ～4月26日
合計			

技術協力事業実績

(単位 1000円)

支出額	事業概況
6,915	<p>タンザニアの白とうもろこしの生産増大と輸出振興に必要な技術協力を行なうため、生産および流通機構の現状を調査し、同国政府とわが国の具体的技術協力の手段方法等について協議を行なった。</p> <p>ナイジェリアの一次産品開発計画について同国政府に打診を行なうとともに一次産品開発の可能性について調査を行なった。</p>
4,924	<p>インドネシア政府の東部ジャワ州におけるとうもろこしの増産および輸出振興計画に対する協力を行なうため、集中増産地域の選定、品質改善等について調査を行なうとともに、同国政府とわが国の具体的技術協力の方策について協議を行なった。</p>
2,003	<p>カンボディア政府が同政府とわが国企業との合併によるSOCTROPIC(熱帯作物栽培公社)を通じて行なうとうもろこしの生産の増大と輸出の拡大に対し協力を行なうため、農業開発協力室とともに試験圃場およびパイロット集落の選定、生産、流通機構等の現状について調査した。</p>
1,442	<p>タイ国政府がわが国に対し、開発輸入を要望している一次産品7品目(とうもろこし、マイロ、カッサバ、油糧種子、煙草、ケナフ、バナナ)に関し、開発の可能性と開発協力の方法等について同国政府と討議を行なった。</p>
<p>6,128</p> <p>内訳{ 42年度分 2,992</p> <p>43年度分 3,136</p>	<p>第一次調査団の同国政府との討議結果に基づき、とうもろこし、マイロ、カッサバ、油糧種子、煙草、ケナフにつき、生産、流通事情等の現状について調査を行なうとともに、わが国の開発協力に関する具体的方策について同国政府と協議を行なった。</p>
18,276	

害、農業機械、油脂化学、普及企画等の専門家を派遣するとともに、プロジェクトに必要な資機材を供与する予定であり、さらに、ケナフのレッティング・プール建設のため実施調査団を派遣する方針である。

第3節 開発技術協力事業の問題点

本年度の開発技術協力事業は前記のように、タンザニアの澱粉用白とうもろこし、インドネシアの東部ジャワ州における飼料用黄色とうもろこし、カンボディアの飼料用黄色とうもろこし、タイのケナフ、油糧種子、飼料用黄色とうもろこし、マイロ、カッサバ等の産品を対象として開発輸入に対する技術協力を行なう方針のもとに、それぞれの国に調査団を派遣し相手国政府と協議を行なったが、インドネシア、カンボディア、タイについては、わが方の構想を原則的に了解し、開発技術協力を要請しているが、タンザニアについては、わが方の構想をいまだ完全に了解しておらず、今後、さらに意見の調整を行なう必要がある。

現在、インドネシア、タイ、カンボディアにおける開発輸入基地に対する派遣専門家の人選をすすめているが、わが国としてはこれまで鉱産物、木材の開発輸入は行なわれてきたが、農産物一次産品の開発輸入は全く新しい事業であるため、適当な専門家が少なく人選に苦慮している。特に、わが国においてはとうもろこし、マイロ、カッサバ等の熱帯作物に対する栽培および普及経験者はきわめて少ない。したがって、今後、開発技術協力事業を推進してゆくためには、これら専門家の確保、あるいは養成が最も重要な事項と思われる。（第7章第3節参照）

開発技術協力事業は本年度緒についたばかりであり、調査の段階で終わったが、今後の本事業のすすめ方としては、一次産品の輸入につながる点において、わが国の民間関係業界と有機的に一体となって本事業を推進してゆかなければ所期の目的を達成することも困難となる。

さらに、本事業を推進し相手国における開発、増産が軌道に乗った場合には本事業による供与資機材には予算的に限度があるので、いずれは栽培の普

及拡大や保管（サイロ，倉庫等），運搬手段（トラック・船等）等の集荷，流通機構の改善，現地農民への営農資金の融資等に対する相手国への資金援助も必要になるものと思われるのでわが国の関係機関のバック・アップが必要となろう。

本事業における基地は，相手国の試験・研究機関あるいはセンターに派遣専門家がはいり技術指導を行ってきた従来の技術協力方式に加えて，わが国への一次産品の開発輸入という見地から事務所的性格をも有し，派遣専門家が自主的かつ機動的活動を行なう必要もあるので，そのための予算措置を拡充する必要がある。

また，本年度の本事業は対象プロジェクトを農産物の開発にしぼったが，わが国の木材関係業界の一部には木材の開発輸入に対する技術協力の要望もあり，また，東南アジア諸国のなかには森林の開発に積極的な国が多いので，開発技術協力事業も今後は対象プロジェクトをたんに農産物一次産品のみに限定せず，他の一次産品についても検討してゆく必要がある。

第9章 賠償等による技術協力事業

第1節 賠償による研修員受入事業

1. インドネシア賠償研修員受入事業

研修員は昭和35年12月から36年10月にかけて来日し、またコロンボ計画研修員(15名)および国費留学生(5名)としてすでに来日研修中のものがそれぞれ賠償研修員に切り替えられて、第1次研修員として合計256名が造船、海運、航海計器、ホテル、観光、銀行、レーヨン、電力、陶磁器、土木機械等の分野において、平均2年半の期間で研修を受けて帰国した。

昭和38年度に第2次賠償研修員として34名が来日し、昭和39年度に2名、昭和40年度に2名が追加されたが、41年度に1名を残し全員研修を終了した。残る1名の研修業務はインドネシア大使館の申し出により41年度末をもってインドネシア大使館に移管した。

インドネシア賠償留学生として、これまでに来日した学生は360名余に達したが、昭和40年3月に第1次賠償留学生約80名が、日本各地の大学を卒業することになった。これら大学卒業生は大学院修士課程にはいる者を除き出身大学の教官が中心となり、各地の実習機関(研究所、会社等)に配属され6ヵ月間実習を受けることになり、本事業団は駐日インドネシア賠償使節団からこの実習実施業務につき委託を受けた。

昭和42年度も41年同様、委託を受けたがこれらの実習生の専攻分野をみると次のごとくである。

経営技術	14名	郵 政	13名
農 水 産	12名	軽 工 業	12名
重 工 業	6名	鉱 業	2名
化学工業	2名	公益事業	2名
行 政	1名	そ の 他	3名
合 計			67名

なお、昭和42年12月をもってインドネシア賠償による研修員および留学生の委託業務は終了した。

2. フィリピン賠償研修員受入事業

フィリピン賠償研修員の受入事業は、日本とフィリピン共和国との間の賠償協定(昭和31年5月)の付属書第7項第6号「フィリピン技術者及び職人の日本国内における訓練」の規程に基づき実施されることになり、本事業団は外務省の推せんにより、在京フィリピン賠償使節団の委託を受け、昭和38年より41年度までに10名の研修員を受入れたが42年度には12名の研修を実施した。これら研修員の研修分野は次のごとくである。

重 工 業	7名	軽 工 業	2名
公益事業	2名	そ の 他	1名
合 計			12名

第2節 日韓協定による研修員受入事業

韓国政府は、昭和40年6月22日調印された韓国政府と日本国との間における財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定第1条1(a)により、実施計画の第1年分として水産研修員30名(166延人数)を日本に派遣し研修を受ける計画をたて、その研修の実施を当事業団に委託

したい旨を駐日本大韓民国使節団を通じて申し越しがあつた。本件については、水産庁からも推せんを受け、外務省の業務認可もおりたので、種々交渉の結果、昭和42年2月22日研修委託契約を駐日大韓民国使節団との間に締結した。これら水産研修員の研修科目は次のとおりである。

沿近海漁業	6名	遠洋漁業	4名
海洋資源	4名	鹹水増殖	4名
水産行政	3名	漁港	2名
漁船	2名	淡水増殖	1名
冷凍食品	1名	冷凍機械	1名
調味加工	1名	缶詰	1名
		合 計	30名

第10章 国際連合諸機関が行なう技術援助 に対する協力業務

1965年11月、国連総会の決議により設立された「国連開発計画」は、開発途上国が可能な限りすみやかに自力による効率的な投資計画を実現し、開発を容易に推進しうるよう援助することにある。

本計画の財政的裏付けは、加盟各国政府の自発的拠出金により賄なわれているが、各国政府の要請や必要に応じて総合的な国内開発活動に対する援助を後述のごとく広範囲にわたって実施している。

上記計画の実施は、国連をはじめ I L O、F A O 等の国連専門機関によりなされるが、当事業団ではこのうち研修員受入れ、技術援助専門家の推せん業務、および機材調達に対する協力業務を行なっている。

第1節 国連計画による研修員受入事業

国連および国連専門機関は、開発途上諸国の、経済、社会開発に援助、協力しているが、わが国も国連および国連専門機関に協力するという観点から昭和29年より、677名の研修員を受入れ、わが国で技術等の研修を行ってきた。

本計画は、国連および国連専門機関が渡航費、滞在費等の経費を負担し、わが国の研修に直接必要な経費（研修付帯費）の負担のうえで実施される。

昭和42年度の本計画による国連および国連専門機関の要請別受入れ研修員数は次のとおりである。

TAO (国連技術援助実施部)	社 会 福 祉	ビ ル マ	2
	鉄 港 灣 視 鋼	中 華 民 国	1
	海 難 対 察	〃	5
	産 業 技 術 援 助	コ ロ ン ビ ア	1
	水 海 関 製 作	コ イ ン ア	1
	国 家 会 製 財 政	韓 国	1
	社 会 会 財 福	パ キ ス タ ン	1
	社 理 人 麻 社	シ ン ガ ポ ー ル	2
		イ	1
		〃	1
		〃	1
小 計			20
ILO (国際労働機関)	計 測 機 器	中 華 民 国	1
	労 働 監 督	〃	1
	労 務 管 理	イ ラ ク	1
	市 場 調 査	韓 国	1
	鉄 道 職 員 訓 練	パ キ ス タ ン	1
	職 業 職 員 訓 練	ア ラ ブ 連 合	3
	鉄 道 職 員 訓 練		3
	小 計		
FAO (国連食糧農業機関)	灌 漑 計 画	セ イ ロ ン	1
	圃 場 整 備	中 華 民 国	4
	林 業 視 察	〃	2
	人 工 林 利 用	コ ロ ン ビ ア	1
	動 物 検 疫 検 定	コ イ ン ア	1
	土 壤 調 査	韓 国	3
	農 作 物 の 放 射 線 処 理	〃	1
	魚 市 場 政 策	マ レ イ シ ア	1
	森 林 行 政	ネ パ ー ル	1
	小 え び 養 殖	フ ィ リ ピ ン	1
小 計			16
WHO (世界保健機関)	結 核 対 策	中 華 民 国	2
	〃	香 港 国	1
	〃	韓 国	2

	結 核 対 策	マ レ イ シ ア	1
小 計			6
WMO (世界気象機関)	熱 帯 観 測 気 象 力 学	イ ン ド ア ラ ブ 連 合	1 1
小 計			2
ITU (国際電気通信連合)	テ レ ッ ク ス 通 信 H F 通 信 シ ス テ ム V H F と F M シ ス テ ム テ レ ビ 放 送 企 画	エ テ ィ オ ピ ア ク イ ン ド ク	2 1 1 1
小 計			5
UPU (万国郵便連合)	U P U セ ミ ナ ー 簡 易 生 命 保 険 務 郵 便 業 務 一 U P U セ ミ ナ ー ク ク ク ク ク ク	中 華 民 国 イ ン ド ク ク イ ラ ン 韓 国 マ レ イ シ ア ネ パ ー ル パ キ ス タ ン フ ィ リ ピ ン タ	2 1 1 1 2 4 2 1 1 1 2
小 計			18
IAEA (国際原子力機関)	放 射 線 測 定 保 健 物 理 実 験 炉 核 化 学 ラ ジオ・ア イ ソ ト ー プ 農 業 利 用 放 射 線 化 学 分 析 ニ ク 射 線 器 機 検 査	中 華 民 国 ク ク 韓 国 ク フ ィ リ ピ ン タ	1 1 1 1 1 1 1
小 計			7
計			85名

第2節 国連機関専門家の推せん

国連機関は技術援助専門家を広く各国より公募しており、専門家募集票 (Expert Vacancy Notice) は国連技術援助実施機関より各国の関係機関

業種別 (%)		経済・開発							
		経済理論	経済開発	貿易(振興政策等)	地域社会開発	工業経済・開発	エネルギー開発	水資源開発計画	観光資源開発
42年度 (582件)	件数計 割合 (%)	3 -	30 -	13 -	22 -	40 118 (20.2)	2 -	5 -	3 -

業種別 (%)		統計	コンサルタント						
		データ・プロセスング	統計理論	工業経済(特定企業)	市場調査・分析	生産管理	原価計算	公認会計士	経営
42年度 (582件)	件数計 割合 (%)	3 -	2 24 (4.1)	28 -	11 -	10 -	6 65 (11.0)	- -	10 -

業種別 (%)		重工業					軽工業				
		非鉄金属	冶金	造船	自動車	機械	食品加工	繊維工業(天然繊維)	木製品	家具製造	軽工業開発
42年度	件数計 割合 (%)	3 -	3 31 (5.3)	2 -	- -	14 -	17 -	5 -	2 27 (4.6)	2 -	1 -

業種別 (%)		建設					運				
		道路建設	水道建設	建造物	測量(地図)	カートグラフィ	運搬	港湾	海運	通	
42年度	件数計 割合 (%)	16 79 (13.5)	6 -	13 -	- -	15 -	- -	13 -	4 -	9 32 (5.5)	1 -

に同時に送付され、各国はそれぞれ適任者を公にのつて国連に対し推せんしているが、本年度の UNDP, FAO, ILO の募集分野はそれぞれ下表のとおりである。

行政一般(理論等)	行政							厚生			統計	
	人事管理	行政組織	行政改革	財政	税金(税政・課税)	関税	条約制度	社会福祉・更生	年金(恩給)	社会復帰	人口統計	経済統計(国民所得)
2	13	3	4	5	4	1	-	7	2	-	10	9
-	-	-	32	-	-	-	-	-	9	-	-	-
-	-	-	(5.5)	-	-	-	-	-	(1.6)	-	-	-

地質学	地質						鉱業							
	地球物理(物探)	地化学探査	応用地質	水理地質(地下水)	海底地質	鉱山地質	鉱山法	鉱物分析	探鉱	探鉱	選鉱	洗鉱	運搬	鉄鋼生産
6	9	10	13	11	1	-	4	1	12	10	6	-	-	9
-	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-	33	-	-	-
-	-	-	-	(8.6)	-	-	-	-	-	-	(5.6)	-	-	-

化学工業										建設			
綿織工業	製紙工業	石油・天然ガス	繊維工業(人造繊維)	ゴム	皮革	プラスチック	化学肥料	化学一般(研究分析)		都市計画	都市住宅計画	河川流域開発	ダム建設
6	13	7	7	1	4	6	17	10		6	6	7	6
-	-	-	-	63	-	-	-	-		-	-	-	-
-	-	-	-	(10.8)	-	-	-	-		-	-	-	-

輸送	観光事業	その他											
		図書館司書	通訳秘書	語学教育	消防士	義歯製造	公文書保管システム	リエンソン・オフィサー	工業規格	写真技術	情報管理	労働力利用(職業訓練)	物理調査
2	3	1	3	2	1	2	1	2	4	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	(3.4)	-	-	-	-	-	-

事業団が本年度中に受理した募集通知は787件にのぼり、そのうち適任者を国連当局に推せんしたものの実数はUNDP 22名、FAO 1名、ILO 3名、計26名であり採用者数はUNDPの2名である。

国連専門家募集推せん状況

要請機関	募集件数	推せん 専門家	採用専門家 (含予定)
国連 (UNDP)	42年度 (424 ~43.2) 532	22	I 農機具マーケティング 遠山一郎 (台湾) I 工業経済 北島健造 (〃)
F A O	42年度 57	1	0
I L O	42年度 148	3	0